

川崎医院（介護予防）通所リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人新成会が開設する川崎医院が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所リハビリテーション等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 川崎医院が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅
- 2 において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、向上を図ることとする。
- 3 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の医師及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 自治体の定める関係法令等に定める内容を遵守し事業を実施する。

（指定通所リハビリテーション等の一体的運営）

第4条 指定通所リハビリテーション等のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人新成会川崎医院

2 所在地 長崎県西彼杵郡長与町岡郷37番地11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 医師(管理者を兼務、常勤) 1名

管理者は、従業員の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

医師は、リハビリテーションの提供を行うにあたり診療を行い、指示および利用者の健康管理、保健衛生の指導を行う。また指定通所リハビリテーション等の計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に関わる従事者への指示を行う。

2 従事者

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

介護職員 5名以上

従事者は、指示及び計画に基づき通所リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

2 営業時間 8時30分～17時30分

但し、祝日及び8月14日～15日、12月31日～1月3日を除く

3 サービス提供時間帯 9時00分～15時40分

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第8条 事業所の1日の利用定員は、2単位(1単位10名)とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第9条

1 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション(身体状況把握を含む)

(2) 食事サービス

(3) 入浴サービス

(4) 送迎サービス

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の心身の状態の維持回復または向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所リハビリテーション計画等を作成しなければならない。
- 3 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行うものとする。
- 4 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。
- 5 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 6 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う従業者は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。
- 2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を超えてから、片道1kmごとに50円
 - (2) 食費（おやつ込み）530円/日
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した

上で、支払いに同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の実施地域は、長与町（全域）、時津町（全域）、長崎市（滑石1丁目、女の都2～4丁目、泉町の区域とする。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第12条 利用者の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）敷地内含め事業所内では飲酒や喫煙をしない。
- （2）機能訓練等を通じて、日常生活動作や精神状態の向上を目指して従業者に協力して努力する。
- （3）体調の変化等を速やかに従業者に伝えるとともに、必要な手当等を受ける。
- （4）従業者の指示に従う。
- （5）施設の備品等を大切に扱う。
- （6）事業所内において政治活動または宗教活動を行わない。
- （7）事業所内に危険物を持ち込まない。
- （8）所持金そのほか貴重品は利用者自ら管理する。

（緊急時、事故等発生時の対応等）

第13条

- 1 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない
- 3 事業者は、利用者に対する通所訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第15条

- 1 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	川崎智子	管理者	川崎智子
防災訓練	年2回		
避難訓練	年2回		
通報訓練	年1回		

(衛生管理等)

第17条 事業者は事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

(苦情処理等)

第18条

- 1 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に対する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って適切に改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等からの改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

第19条

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、予め文書により同意を得ておかななければならない。

（従業者の研修）

第20条 事業者は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後2ヶ月以内
- （2）継続研修 年1回以上

（記録の整備）

第21条

- 1 事業者は、この事業を行うために各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - （1）通所リハビリテーション計画および介護予防指定リハビリテーション計画
 - （2）提供した具体的サービス内容の記録
 - （3）利用者に関する市町村への報告等の記録
 - （4）苦情内容に関する記録
 - （5）事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附則

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

旧	新
<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第 6 条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>1 営業日 <u>月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日</u></p> <p>2 営業時間 (略)</p> <p>3 サービス提供時間帯 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第 6 条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>1 営業日 <u>月曜日から土曜日</u></p> <p>2 営業時間 (略)</p> <p>3 サービス提供時間帯 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。</p>

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。